

平成30年度(2018年度)事業計画書

平成30年(2018年)4月1日から
平成31年(2019年)3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

1. 基本方針

アジア太平洋地域におけるポートステートコントロール（P S C）の地域協力に関する合意（東京MOU）に基づく事務局の運営並びに域内各国のP S Cに係る職員の研修等の企画及び実施に係る事業を的確に行い、海上航行の安全及び海洋環境の保全に寄与する。

2. 各事業の計画

（1）東京MOUに基づく事務局の運営

① 委員会の準備、文書の回章及び報告

2018年11月に中国において開催される第29回P S C委員会及び第12回技術作業部会に向け、資料の作成等準備作業を的確に行い、円滑な会議運営を図る。委員会終了後は速やかに報告書を作成し、次回会合までの検討課題等を明確にするとともに、当該課題を検討するためのインターネット会議の管理・運営を行う。なお、本年は、東京MOU締結から25年の節目の年にあたるため、同委員会において25周年を祝賀する。

② I M O、他地域MOU等との調整

I M O（国際海事機関）、パリMOUのP S C委員会等に出席し、東京MOUの活動状況を紹介するとともに、検査基準の調和、技術協力等について協議する。

③ 情報収集及び提供

P S C委員会の決定事項やP S Cに関する各種年間データを取りまとめた2017年年次報告書を作成し、関係者に配布するとともに、国際版ウェブサイト上で公表する。

また、P S Cデータベース、航行停止処分リスト、劣悪船リスト等P S Cに関する最新情報をウェブサイト上でタイムリーに公表する。さらに、加盟当局等のみがアクセスできる部内ウェブサイトを通じ、会議や研修等に関する情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

域内P S C情報システム（A P C I S）に関する改良について、A P C I S管理者と検討を進める。

④ 域内でのP S Cの円滑な実施

条約改正等に対応し、P S Cマニュアルを逐次改訂する。

さらに、途上国の能力向上を図るため、希望する加盟当局にはピアサポートレビューチームを派遣し、改善策等を提言する。今年度はパプアニューギニアにピアサポートレビューチームを派遣する。

（2）P S Cに係る職員の研修等の企画及び実施

① 一般研修

2018年8～9月、初級や再教育が必要なP S C検査官を対象に、座学及び船上訓練で構成する4週間の研修を日本で実施する。本コースには、I M Oの資金負担等により他地域MOUからの研修生も受け入れる。研修生は20名程度を予定し、当財団は、東京MOU加盟当局の途上国研修生約10名に旅費等を支援する。

② セミナー

2018年9月から実施される集中検査のガイドラインの周知徹底、P S

Cに関する最近の問題の周知等のため、本年7月にマレーシアにおいて1週間のセミナーを開催する。約26カ国・地域から30名程度の参加を予定しており、当財団は、東京MOU加盟当局の途上国参加者約10数名に旅費等を支援する。なお、IMOの資金負担により、IMOの最近の改正動向等に関するワークショップを同時開催する。

③ 専門家派遣

途上国加盟当局からの要請を踏まえ、各国の実情に対応した専門家を派遣し、研修を実施する。本年度は、6カ国程度への派遣を予定し、当財団は、専門家の派遣旅費等を支援する。

④ 検査官交流

域内PSCの調和を促進するため、各加盟当局間での検査官の交流を企画・実施する。本年度は10数名の交流を予定し、当財団は、旅費等を支援する。

⑤ 隣接MOU支援

日本財団の支援により2009～2011年度にインド洋MOUへ専門家を派遣し研修を実施した。その後、インド洋MOUは研修の重要性を認識、自己資金を調達し研修を開始したが、専門家については東京MOUから引き続き派遣してほしいとの要請を受け、インド洋MOU資金による派遣を継続している。

⑥ 研修前学習システムの開発

一般研修や他MOUでの研修をより効果的に行うため、研修前学習用教材をインターネット会議で検討・開発する。

⑦ IMO-NORAD MEPSEASプロジェクトへの協力

IMOがNORAD（ノルウェーの技術協力機関）の資金提供を受け、東南アジア諸国7か国において2018年から4年間実施する予定の海洋環境保護関係条約の実施促進プロジェクト（MEPSEASプロジェクト）に協力するため、同プロジェクトのハイレベル会合に出席するとともに研修プログラムへの協力を行う。

⑧ オーストラリア海事庁主催研修への協力

オーストラリア海事庁が同国政府資金により、東南アジア諸国1カ国を対象に実施する研修事業に協力し、専門家等の派遣を行う。

(3) ブラックリスト国の旗国パフォーマンス向上のための事業

東京MOUが毎年公表している年次報告書の中では、過去3年間の拘留率を基に統計処理を行い旗国を格付けした表を掲載している。日本財団の支援を受け、基準不適合船の温床となっている域内の低格付けの旗国（ブラックリスト国）当局の政策担当者数名を招集し、豪州において、旗国としての責務に関する説明、旗国パフォーマンス向上事例の紹介等を内容とするセミナーを開催し、基準不適合船の排除に向け、これらの国の旗国パフォーマンス向上の意識付けを行う。

(4) 管理業務

① 公益法人関係基準の遵守

今後とも、公益法人関係基準を遵守し適正な運営に努める。

② 財産の運用

資金管理規程を遵守し、運用を行う。